

議案第 9 号

議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正
する条例制定について

議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例（昭和 31 年条例第 20 号）
の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 30 年 12 月 13 日提出
木古内町長 大森 伊佐緒

議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例

第1条 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例（昭和31年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「12月に支給する場合には100分の240」を「12月に支給する場合には100分の245」に改める。

第2条 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例（昭和31年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「6月に支給する場合には100分の200、12月に支給する場合には100分の245」を「6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の222.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。